

<成田市社会福祉協議会>

移送サービスのご案内

このサービスは、国土交通省関東運輸局千葉運輸支局へ自家用有償旅客運送者として登録しています。

(登録番号：関千福第2号)

介護保険法の認定を受けている、または身体障害者手帳や精神障害者保健福祉手帳、療育手帳などをお持ちの方で一人での外出ができない在宅の方(入院している者を除く)が移送サービスをご利用できます。(移送サービスは会員制であらかじめ会員登録が必要です)

- 1 **利用目的**
 - 1) 医療機関への通院
 - 2) 福祉施設への通所
 - 3) 公的機関への事務手続き等
- 2 **車 両** 福祉車両 5 台
- 3 **利 用 料**
 - 1) 成田市内 500 円
 - 2) 富里市、酒々井町、栄町、印西市、芝山町、香取市、佐倉市、八街市、神崎町、多古町 700 円
(但し、隣接市町村で成田市内からの車両走行距離が2km 以内については成田市と同様 500 円とします)
 - 3) その他の地域(利用者自宅より目的地まで概ね 30km 以内) 1500 円
- 4 **利用時間** 月曜日～土曜日(8:45～16:00)
(但し、日曜日、祝日、年末年始を除く)
- 5 **利用回数** 週 2 回まで(ただし 1 日あたり 1 回)
- 6 **運行区域** 成田市内及び近隣市町村(県外を除く)
- 7 **予約方法** 電話で予約できます。

- 1) 予約受付電話番号

27-8010

(ボランティアセンター 移送サービス 月～金 9:00～15:00)

- 2) 予約受付日時

ご利用を予定されている期日の 2 週間前から土曜日曜祝祭日及び利用予定当日を除く 3 日前まで予約を受け付けます。

(土曜日の予約は金曜日に、予約開始日が祝日の場合は前日に受け付けます) 予約受付時間は 9:00 から 15:00 までです。

予約される方は、会員番号、氏名、利用の予定日、自宅の出発時間、目的地名、目的地からの出発時間、車椅子、付き添いの有無をお話してください。

移送サービスの利用会員登録方法

1 利用できる方 市内に住所を有する在宅（入院している者を除く）の方で、次の各号に該当する方です。

- 1) 介護保険法の認定を受けた方
- 2) 身体障害者手帳、療育手帳、精神保健福祉手帳をお持ちの方

2 登録までの流れ

- 1) 移送サービス利用会員登録申込書の提出
(申込書は社会福祉協議会事務局及びボランティアセンターにあります)
- 2) 訪問調査（担当者が訪問します）
- 3) 調査結果を審査後、移送サービス利用会員登録の可否決定
- 4) 会費納入 ①年会費（4月から翌年3月まで） 2,400円
②10月以降翌年3月まで 1,200円
- 5) 会員登録（会員番号をお知らせします）

3 電話予約ができます

移送サービスの予約であることをあらかじめ伝えてください。

土曜、日曜の緊急連絡の場合は保健福祉館（Tel 27-5000）
にお願いします。

年会費の振込先 ※氏名で振込みをお願いします。

○ 銀行や農協からは

千葉銀行 成田支店 普通預金口座 口座番号 3491151
名義 成田市社会福祉協議会 会長 山田 三雄（ヤマダ ミツオ）

○ 郵便局からは

口座番号 10530-69307971
名義 社会福祉法人 成田市社会福祉協議会

・年会費は振込みもしくは直接 成田市社会福祉協議会事務局またはボランティアセンターへお持ち下さい。

※有料道路料金及び駐車料金については利用者のご負担となります。また台風や雪など悪天候の場合は、安全のため運行を中止することがあります。ご了承ください。